

## 緑区白山四丁目の宅地造成等規制法違反に対して 神奈川県警察に告発しました

平成26年10月の台風18号による大雨に伴い、大規模な崖崩れが発生した緑区白山四丁目の違反造成された土地の造成主に対し、同年10月10日付けで宅地造成等規制法第14条第3項に基づく是正命令を発令しました。その後、履行期限（同年11月30日）を過ぎても是正が行われなかったため、平成27年2月9日に行政代執行工事に着手し、現在工事中です。

このたび、宅地造成等規制法第14条第3項に基づく命令に従わず、是正措置を実施しなかったことが、同法第26条及び第29条<sup>\*</sup>に該当するため、平成27年6月16日付けで刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、造成主を神奈川県緑警察署長に告発しました。

### 1 告発の概要

(1) 被告発人 法人 : 有限会社ツヅキ企画

法人の代表者: 同社 取締役 手塚 博仁

※宅地造成等規制法第29条（両罰規定）により法人及び代表者を被告発人としている。

(2) 告発人 横浜市建築局長 坂和 伸賢

(3) 告発先 神奈川県緑警察署長

### 2 違反造成工事の概要

(1) 土地所有者兼造成主 有限会社ツヅキ企画 取締役 手塚 博仁

(2) 造成場所 横浜市緑区白山四丁目1234番の1

(3) 造成工事の概要 盛土の面積 約1,182㎡ 崖の高さ 最大約19m

### 3 違反条項

宅地造成等規制法第8条（宅地造成に関する工事の許可）

宅地造成等規制法第9条（宅地造成に関する工事の技術的基準等）

### 4 告発の理由

宅地造成等規制法第14条第3項に基づく命令に従わず、履行期限内に是正措置を実施しなかったため。

### 5 主な指導経過

平成26年10月6日	崖崩れ発生
10月10日	是正措置命令を発令（宅地造成に伴う災害の防止のため必要な是正措置をとるよう、宅地造成等規制法第14条第3項に基づき命令）（履行期限平成26年11月30日）
11月30日	是正計画等が示されないまま是正措置命令履行期限となる。
12月17日	行政代執行法に基づく文書戒告（是正履行期限平成27年1月31日）
平成27年1月31日	是正されないまま是正履行期限となる。
2月3日	行政代執行法に基づく代執行令書を交付
2月9日	行政代執行着手（工期：平成27年7月31日までを予定）
6月16日	刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、神奈川県緑警察署長に告発

#### お問合せ先

建築局違反対策課長 畠 宏好 Tel 045-671-3855

## 〈参考〉

### ◎宅地造成等規制法（抜粋）

（宅地造成に関する工事の許可）

**第八条** 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行われる当該許可の内容（同法第三十五条の二第五項の規定によりその内容とみなされるものを含む。）に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項本文の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定に適合しないと認めるときは、同項本文の許可をしてはならない。
- 3 都道府県知事は、第一項本文の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

（宅地造成に関する工事の技術的基準等）

**第九条** 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

（監督処分）

**第十四条** 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事で、第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に違反して第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けず、これらの許可に付した条件に違反し、又は第九条第一項の規定に適合していないものについては、当該造成主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に違反して第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けないで宅地造成に関する工事が施行された宅地又は前条第一項の規定に違反して同項の検査を受けず、若しくは同項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していないと認められた宅地については、当該宅地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該造成主に対して、当該宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らか

場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、同項に規定する者に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

- 5 都道府県知事は、第二項又は第三項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくてその措置をとることを命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

**第二十六条** 第十四条第二項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二十九条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

## <参考>

### ◎刑事訴訟法（抜粋）

**第二百三十九条** 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

- 2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

## <参考>

### ◎行政代執行法

**第一条** 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

**第二条** 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

**第三条** 前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

2 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもって、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

3 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

**第四条** 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

**第五条** 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければならない。

**第六条** 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

2 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。

3 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。